

『滋賀県史研究』の編集等に関する要綱

1. 目的

この要綱は、滋賀県立公文書館（以下「公文書館」という。）が刊行する『滋賀県史研究』の編集等に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

2. 『滋賀県史研究』刊行の目的

『滋賀県史研究』は、滋賀県の近現代史に関する研究成果を公表し、県史の水準の向上と、地域史研究の進展に資することを目的とする。

3. 編集会議

『滋賀県史研究』の企画や査読等、編集に関わる重要な任務を行うため、公文書館長のもとに滋賀県史研究編集会議（以下「編集会議」という。）を置く。編集会議の構成は、以下の通りとする。

- (1) 編集会議の編集委員長は、滋賀県史編集委員長をもって充てる。
- (2) 編集会議の委員は、滋賀県史編さん編集会議設置要綱に定める副編集委員長および委員で構成する。

4. 掲載する論文の種類

『滋賀県史研究』が掲載するのは、令和5年3月策定の「滋賀県史編さん大綱」第4に記載の県史の対象に関する論考で、論文のほか、研究ノート、資料紹介、書評、報告等（以下「論文等」という。）を含むものとする。

5. 論文等を発表できる者

『滋賀県史研究』に論文等を発表できる者は、以下の通りとする。

- (1) 論文等を投稿し、編集会議が審査のうえ掲載を認めた者。なお、投稿に関する規定は、別に定める。
- (2) 編集会議が執筆を依頼した者

6. 庶務

『滋賀県史研究』の編集等に関する庶務は、公文書館職員が担当する。

『滋賀県史研究』投稿要領

滋賀県立公文書館は、以下の要領で『滋賀県史研究』に掲載する論文等の投稿を受け付けます。

1. 投稿できる者の範囲

『滋賀県史研究』は、投稿する者の国籍、年齢、学歴、所属を問いません。

2. 投稿できる原稿の種類と分量

投稿できる原稿の種類と分量は、原則として以下の通りとします。

- (1) 論 文……24,000 字以内
- (2) 研究ノート……16,000 字以内
- (3) 資料紹介……16,000 字以内
- (4) 書評・報告等…… 1,500 字以上 6,000 字以内

なお、図表や写真などは、いずれの種類の前稿においても字数に含めて計算し、全体の 2 割以内に収めてください。

3. 投稿の方法

投稿は随時受け付けます。下記の住所に、電子媒体と紙に出力した原稿 1 部、および下記の必要事項を記した申し込み用紙（書式は任意）を送ってください。なお、投稿に用いられた原稿は返却いたしませんのでご注意ください。原稿の〆切は、毎年 9 月末日とします。

必要事項

- (1) 投稿者の氏名
- (2) 投稿者の所属・肩書
- (3) 投稿者の住所および連絡方法（電話および電子メールアドレス）
- (4) 投稿原稿の種類
- (5) 原稿の題名（和文および英文）

4. 投稿原稿の審査

投稿された原稿の採否は、編集会議において審査し、決定します。なお、編集会議が認めた場合は、論文内容の表現の修正、および原稿の種類の変更を依頼する場合があります。

5. 著作権等について

『滋賀県史研究』に掲載された論文等の著作権は、著作者に帰属します。ただし、本誌の増刷および電子化等の二次利用については、編集会議の判断に従うものとします。

また、掲載された原稿は、滋賀県立公文書館のホームページで公開します。著作者は、このことをあらかじめ承諾するものとします。

6. 校正について

著者校正は、原則として第 2 校（再校）までとします。

7. 謝礼等について

刊行時に、抜き刷りを 20 部贈呈します。投稿された原稿には、原則として原稿料は支払いません。ただし、当館から原稿を依頼した場合は、400 字あたり 500 円を支払うこととします。

8. 照会先

『滋賀県史研究』の投稿に関して不明なことがある場合は、下記にご照会ください。

〒522-8577 滋賀県大津市京町四丁目 1-1

滋賀県立公文書館

電話：077-528-3122

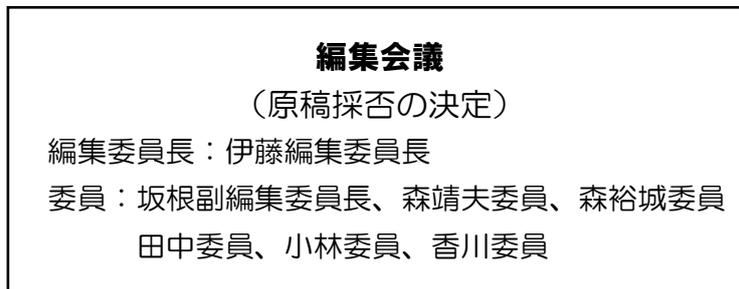
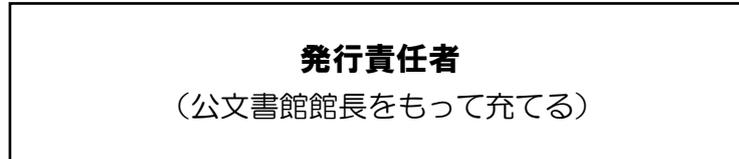
FAX：077-528-4813

メールアドレス：archives@pref.shiga.lg.jp

『滋賀県史研究』執筆要領

1. 原稿の判型は A4 判、縦書きとし、完全原稿（電子媒体と印刷したものの両方）を提出する。
2. 原稿には申し込み用紙（書式は任意）を付し、次の事項を明記する。
 - (1) 投稿者の氏名
 - (2) 投稿者の所属
 - (3) 投稿者の住所および連絡方法（電話および電子メールアドレス）
 - (4) 投稿原稿の種類（論文、研究ノート、資料紹介、書評・報告等）
 - (5) 原稿の題名（和文および英文）
3. 本文の文体は簡潔で分かりやすい口語体を用いる。句読点は「、」「。」を使用する。漢字は原則として常用漢字を使用し、新仮名遣いとする。ただし、地名・人名・史料用語などはその限りではない。
4. 本文中の書名、誌名は二重かぎ括弧（『』）、雑誌論文名、記事名はかぎ括弧（「」）でつつむ。欧文書名および誌名はイタリック体とする。
5. 註は本文中の当該箇所の末尾に (1)、(2) のように示し、文末にまとめて掲載する。記入例は以下の通りとする。
 - (1) 日本語文献
 - (本) 滋賀県立公文書館編『歴史公文書が語る湖国』（サンライズ出版、二〇二一年）、四〇～四一頁。
 - (論文) 大月英雄「明治初期の備荒貯蓄と民間社会：滋賀県の事例を中心に」（『ヒストリア』第二六六号、二〇一八年、五三～五四頁）。
 - (2) 外国語文献
 - (本) Jenkinson, Hilary, *A Manual of Archive Administration*, London, Lund Humphries, 1965, p.23.
 - (論文) Cook, Terry, 'Evidence, memory, identity, and community: four shifting archival paradigms', *Archival Science*, vol. 13, 2013, pp. 98-99.
6. 図・表・写真は別紙・別ファイルとし、種類別の通し番号およびキャプション、掲載場所を必ず記す。挿入位置は、本文中に [] で [ここに図 1 を挿入] のように示す。
7. 画像については、そのまま印刷可能な明瞭なものとする。モノクロ、カラー共に解像度 350dpi 以上であることが望ましい。
8. 論文に使用する図・写真等は、執筆者において著作権所有者の許諾を得た上で投稿する。

『滋賀県史研究』編集にかかる組織体制について [イメージ]



*庶務：公文書館職員